

【令和5年度決算】

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策経費

国による社会保障・税一体改革において、消費税引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

本町では、国から交付された地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の収入を「介護保険事業」及び「後期高齢者医療事業」の経費に充てています。

令和5年度決算における充当状況は、つぎのとおりです。

(歳入) 引上げ分の地方消費税収 250,122 千円

(歳出) 社会保障施策経費 580,654 千円

(単位：千円)

事業名	経費	特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	引上げ分の地方消費税	その他
介護保険事業費 (介護保険特別会計繰出金)	312,830	9,272	4,789	0	135,066	163,703
後期高齢者医療事業費 (後期高齢者医療特別会計繰出金等)	267,824	0	36,348	0	115,056	116,420
合計	580,654	9,272	41,137	0	250,122	280,123